※２　ここでの庁舎とは、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。）がその事務を処理するために使用する建築物をいう。

ｂ　建物規模

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、４層以上（地下階も可）かつ延べ面積4,000㎡以上

※上記ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務における、設計実績（企業）が必要となる。

カ　平成15年度以降（過去15年度）に管理技術者又は主任担当技術者として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し、当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（※１、担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※２、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること（※３）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること（※４）。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記ａ・ｂに示す設計の実績を有していなければならない。

※１　「管理技術者」とは、「名古屋大学設計業務委託契約要領」第14の定義による。

※２　「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。建築、構造、電気設備、機械設備の各分野を想定しているが、さらに主任担当技術者を細分化することは妨げない。

※３　「管理技術者」は一級建築士とし、「主任担当技術者」について、建築分野を担当する者は一級建築士、構造分野を担当する者は構造設計一級建築士、電気分野・機械分野を担当する者は設備設計一級建築士又は建築設備士とする。

※４　設計業務を複数の企業で実施する場合、管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ、当該複数企業で原則１名記載すればよいものとする。

ａ　建物用途（下記のいずれかの用途のもの）

大学校舎、研究施設、病院、庁舎

※１　ここでの病院とは、医療法上の病院を指し、20床以上の病床（入院施設）を有する建築物とする。

※２　ここでの庁舎とは、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。）がその事務を処理するために使用する建築物をいう。

ｂ　建物規模

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、４層以上（地下階も可）かつ延べ面積4,000㎡以上

※上記ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務における、設計実績（技術者）が必要となる。

②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省における平成31・32年度の建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。競争参加資格確認申請書を提出する際に同認定を受けていない者は、平成29・30年度に係る同認定を受けていることを示す書類を提出し、平成31・32年度に係る同認定を受けたときは速やかに同認定を受けていることを示す書類を提出すること。平成31・32年度に係る同認定を受けていることを示す書類は、入札書等及び提案書の提出期限までに提出するものとし、期限までに同書類を提出しなかった入札参加企業又は入札参加グループの入札は無効とする。なお、やむを得ず平成29・30年度に係る同認定を受けていることを示す書類を提出できない場合は、担当部局の指示に従うこと。

ａ　建築一式工事　1,200点（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は900点とする）

ｂ　電気工事　1,100点

ｃ　管工事　1,100点

イ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ　平成15年度以降（過去15年度）に元請として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事を施工した実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途（下記のいずれかの用途のもの）

大学校舎、研究施設、病院、庁舎

※１　ここでの病院とは、医療法上の病院を指し、20床以上の病床（入院施設）を有する建築物とする。

※２　ここでの庁舎とは、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。）がその事務を処理するために使用する建築物をいう。

ｂ　建物規模

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、４層以上（地下階も可）かつ延べ面積4,000㎡以上

※上記ａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（企業）が必要となる。

エ　以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ１名であること（※１）。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

※１　下記ａの工事を複数の企業で施工する場合は、監理技術者又は主任技術者は、当該複数企業で原則１名記載すればよいものとする。なお、下記ｂ・ｃについても同様とする。

ａ　建築一式工事

ｉ　建設業法で求める主任技術者又は監理技術者の資格を有する者であること。

ii　平成15年度以降（過去15年度）に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として、２(1)３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）